

【資料 1】

令和 5 年度被災地コミュニティ支援コーディネート事業  
委託業務 企画競争実施要領

令和 5 年 2 月

岩手県復興防災部

「令和5年度被災地コミュニティ支援コーディネート事業」に係る業務を行う団体を、企画競争方式により募集します。

## 1 事業の目的

被災者の生活再建先における住民が主体となったコミュニティ形成や活動の定着が進むよう、市町村及び被災者支援を行う民間団体等の調整役となるコーディネーターを配置し、市町村及び災害公営住宅の自治会等の設置や運営ノウハウの提供や助言を行うとともに、市町村と社会福祉協議会や民間団体間の調整役として連携を強化し、被災地におけるコミュニティ形成が円滑に進むよう市町村を支援するもの。

## 2 業務内容

### (1) 業務件名及び数量

「令和5年度被災地コミュニティ支援コーディネート事業」に係る委託業務一式

### (2) 募集する企画提案の内容

資料2「委託業務仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

なお、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがある。

### (4) 予算額

19,333千円（税込）

本業務の契約希望者の募集は、岩手県の令和5年度予算の成立及び被災者支援総合交付金の活用を前提としているものであり、県議会2月定例会において令和5年度予算の承認が得られない場合若しくは被災者支援総合交付金の活用ができない場合は、本委託業務の中止若しくは停止又は本委託業務内容を変更する可能性があること。

## 3 応募要件

### (1) 応募者の組織構成等

- ① 岩手県内に活動の拠点を持つ法人であること。
- ② 応募者は、単独の法人又は複数の法人で構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。
- ③ グループで応募する場合には、申請書の提出時に代表となる法人の名称を明記し、必ず代表の法人が応募手続を行うとともに対応窓口となること。

### (2) 応募者の参加要件

応募者は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 被災地におけるコミュニティ形成の支援に係る活動実績を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤ 県から受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。  
※ 県は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうか警察本部に照会する場合があること。

#### 4 企画競争の手続

##### (1) 担当課

岩手県復興防災部復興くらし再建課

住 所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電 話 019-629-6926（直通）

F A X 019-629-6944

電子メールアドレス：AJ0004@pref.iwate.jp

##### (2) 募集要項等の配布

岩手県ホームページアドレスからダウンロードすること。

トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) 右端上の「県政情報」>「入札・コンペ、公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

##### (3) 質問書の受付・回答書の公表

実施要領等の記載内容に関して質問事項がある場合は、下記により受け付ける。

###### ① 受付期間

令和 5 年 2 月 27 日（月）～ 3 月 3 日（金）17 時まで

###### ② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（別紙 1）に記入の上、電子メール又は FAX により提出のこと。

提出先：上記 4（1）担当課を参照のこと。

※ メール送信の際には、件名に「被災地コミュニティ支援コーディネート事業委託業務企画競争実施要領等に関する質問」と記述のこと。

###### ③ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き受付順に、県ホームページ「入札・コンペ、公募情報」にて公表する。

###### ④ 最終回答期日

令和 5 年 3 月 7 日（火）

(4) 参加届出書の提出

企画競争に参加しようとする者は、下記期限までに参加届出書類を提出すること。

① 提出書類

企画競争参加届出書（別紙2）

② 提出期限

令和5年3月7日(火)17時まで【必着】

提出期限までに参加届出書を提出しない者は、企画競争に参加できないものとする。

③ 提出方法

上記4（1）担当課に持参又は郵送で提出すること。

- ・ 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に提出すること。
- ・ 郵送する場合は、「簡易書留」により、必ず提出期限までに到達するように送付すること。

(5) 企画提案書の提出

参加者は、企画提案書を下記により提出すること。

① 受付場所

岩手県復興防災部復興くらし再建課 上記4（1）担当課を参照のこと。

② 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

③ 提出期限

令和5年3月17日（金）17時まで【必着】

④ 提出方法

上記4（1）担当課に持参又は郵送で提出すること。

- ・ 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に提出すること。
- ・ 郵送する場合は、封筒表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、「簡易書留」により、必ず提出期限までに到達するように送付すること。

⑤ その他

- ・ 応募者は、複数の提案を行うことはできない。
- ・ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(6) 参加資格の喪失又は企画提案の無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ 本募集要項に違反すると認められる場合

(7) 企画競争参加の辞退

上記4（5）②の書類を提出した者が、企画競争参加を辞退する場合は、「企画競争参加辞退届」（別紙3）を、令和5年3月20日（月）まで【必着】に、上記4（1）担当課へ持参又は郵送により提出すること。

なお、企画競争参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 5 受託候補者の選定方法

### (1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

### (2) 企画提案選考委員会の開催

#### ① 開催日時及び場所

下記のとおりとする。詳細は、応募事業者確定後に別途通知する。

- ・ 開催日時：令和5年3月23日（木）10時から
- ・ 場所：岩手県庁舎6階 会議室

#### ② 開催方法

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。
- ・ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び動画の使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
- ・ プロジェクター等プレゼンテーションで使用する機材のセッティングを希望する場合は、事前に連絡すること。
- ・ プレゼンテーションの順番については、企画提案書の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。

### (3) 受託候補者の決定

① プレゼンテーションを受けた後、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

② 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに応募者に文書で通知する。また、県のホームページへの掲載により公表する。

③ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

## 6 契約に関する事項

### (1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

### (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者の協議・調整により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

## 7 その他

### (1) 提出書類の取扱い

- ・ 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- ・ 提出書類は、返却しないものとする。
- ・ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

### (2) 企画競争参加に要する経費

企画競争参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。